

新入社員・若手社員向けの必須研修！

低圧電気取扱い業務特別教育

労働安全衛生法により、

事業者は、従業員を低圧電気取扱業務に従事させる場合、感電などの災害を防止するため、電気取扱業務に係る特別教育を実施しなければならないと定めています。

また、この特別教育では、感電、短絡、漏電などによる災害（電撃・火傷や火災）を引き起こす電気を正しく知ることができるため、電気取扱作業だけでなく、ものづくりに関わる人すべてに役立つ教育です。

当協会の研修では、安全な作業のため必須である「知識（学科）」と「実務（実技）」を習得いただきます。

なお、低圧電気取扱業務を行う場合には、経済産業省の資格である電気工事士を取得していても、安全確保・事故防止の為、この特別教育の修了が必要となります。

≪ 低圧電気関連の業務とは ≫

- ・ 充電電路（裸線に触れば感電する通電の状態）の敷設若しくは修理の業務
- ・ 充電部分の露出した開閉器（ナイフスイッチ等）の操作の業務

■ 講習日時：2日間コース

令和5年1月25日(水)～1月26日(木) 午前9時～午後5時

■ 開催場所：新居浜市ものづくり産業振興センター

愛媛県新居浜市阿島1丁目5-50

■ 受講料：18,150円（協会社員企業の方）

（税込み・テキスト代込）23,100円（非協会社員企業の方）

当協会の研修は、新居浜市の「人材養成補助事業」、西条市の「人材育成補助事業」の対象です。
（補助の詳細は、各市にお問い合わせください。）

■ 定員：20名

■ 申込方法：添付の「受講申込書」に、必要な事項をご記入の上、協会事務局までお申し込みください。

申込受付後、受付完了の連絡を電話などでお知らせいたします。

講習前1週間前後に「受講確認連絡票」を送付いたします。

■ 申込締切日：令和5年1月6日（金曜日）必着

主催

愛媛県東予地域における、ものづくり人材育成教育の総合支援機関

一般社団法人 新居浜ものづくり人材育成協会

〒792-0896 新居浜市阿島一丁目5番50号

TEL: 0897-47-5601 FAX: 0897-47-5602

E-Mail: info@niihamagenki.jp URL: http://niihamagenki.jp

